

東日本大震災等に伴う市営住宅（応急仮設住宅）への一時入居の取扱いについて

平成23年11月14日 更新

1. 対象者

平成23年3月11日に発生した東日本大震災等により、住宅が全半壊・全半焼又はこれに準ずる被災をされた住民及び福島原発の事故に伴い福島県から避難してきた住民。

2. 入居期間

平成23年8月1日より2年以内（最長で平成25年7月31日まで）

3. 家賃、敷金、共益費

那覇市が負担します

4. 提供戸数

15戸以内

5. 受付場所及び問合せ先

那覇市建設管理部 市営住宅課

電話 098-951-3242

FAX 098-951-3243

6. 必要書類

(1) 住所地を確認できる書類（運転免許証等）

(2) 罹災証明書または被災証明書

※被災地の状況等により必要書類の提出が著しく困難な場合はご相談ください。